

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

長崎三菱信用組合

当組合は従前より、ご融資の際にご提供いただく個人保証について、保証に関するご意見を慎重に確認させていただき、ご契約時においては、保証契約の内容について丁寧かつ具体的にご説明させていただき対応に努めてまいりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

以 上